

## 規制の事前評価書

評価実施時期：平成 20 年 3 月 6 日

施策等名	空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案	担当課 (担当課長名)	航空局監理部総務課企画室 (室長 松本 年弘)
施策等の概要	<p>空港における利用者利便の向上及び安全の確保を図るため、以下の措置を講ずる。</p> <p>①国管理空港における空港ターミナル等の建設及び管理を国土交通大臣の指定を受けた者が行う制度の創設（空港法第 15 条第 1 項）          空港の設置及び管理に関する基本方針に従って空港機能施設事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められること等の要件を備えていると認められるものを国管理空港において空港機能施設事業を行う者として指定できることとする。</p> <p>②空港の設置者に対する空港保安管理規程の作成及び届出の義務付け（航空法第 47 条の 2）          空港の設置者は、空港保安管理規程を定め、国土交通大臣へ届け出なければならないこととする。</p>		
施策等の目的	<p>①国管理空港における空港ターミナル等の建設及び管理を国土交通大臣の指定を受けた者が行う制度の創設、②空港の設置者に対する空港保安管理規程の作成及び届出の義務付けにより、空港の効果的かつ効率的な利活用や適切な管理を図り、空港における利用者利便の向上及び安全の確保を図る。</p>		
政策目標	<p>5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保          6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p>		
施策目標	<p>14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する。          25 航空交通ネットワークを強化する。</p>		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値（目標年次）	検討中		
施策等の必要性	<p>①国管理空港における空港ターミナル等の建設及び管理を国土交通大臣の指定を受けた者が行う制度の創設</p> <p>・空港機能の適確な発現は、滑走路等の基本的施設のみによって果たされるものではなく、基本施設に準ずる重要性を有する空港ターミナル等を提供する事業（以下「空港機能施設事業（※）」という。）が適確に実施されることが不可欠であるところ、近年、空港に対する利用者のニーズが多様化・高度化する中、空港機能に占める空港機能施設事業のウエイトが空港整備法等の制定当時に比べて飛躍的に増している一方で、空港利用者に対する満足度調査等によると、空港機能施設事業に対する不満に係る事案が多数存在する。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>※ 各空港においてその機能を確保するために必要な航空旅客若しくは航空貨物の取扱施設又は航空機給油施設をいう。</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これは、空港機能施設事業の適正性を担保するための制度が十分に構築されていないためであると考えられる。（＝原因分析）</li> <li>・このため、空港機能施設事業の適正性を担保する制度の構築が必要であるが、空港機能施設事業については、国土交通大臣が自ら実施する場合と同等程度の高度な公益性の担保が求められること、また、国管理空港における空港機能施設事業を行う者は国の事業を代行するものであることから、指定制度を創設し、必要な規制を設けることが適切である。（＝課題の特定）</li> <li>・空港機能施設事業を行う者に係る指定制度を創設することとする。（＝施策の具体的内容）</li> </ul> <p>②空港の設置者に対する空港保安管理規程の作成及び届出の義務付け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空港の適切な管理を図り、利用者利便の向上を図るためには空港の保安を確保することが強く求められているところ、航空機事故や車両侵入事案など空港の設置者として適切な対応が求められる重大な事態が多発しており、空港利用者の安全・安心という観点から空港の保安を確保することが強く求められている。（＝目標と現状のギャップ）</li> <li>・現行では、空港の設置者が空港の保安を確保するために講じるべき措置に係る制度的担保が不十分であるためである。（＝原因分析）</li> <li>・空港の保安の確保のためには、空港の設置者に対し空港保安管理規程の作成を義務付けるとともに、その内容の適切性を担保するための措置を講ずる必要がある。（＝課題の特定）</li> <li>・空港の設置者に対する空港保安管理規程の作成及び国土交通大臣への届出の義務付け及び国土交通大臣による変更命令について規定することとする。（＝施策の具体的内容）</li> </ul>
社会的ニーズ	<p>空港の配置的側面からの整備が概成した一方で、航空需要の増大が見込まれる中、今後は空港の効果的かつ効率的な利活用や適切な管理を図っていくことが強く求められている。</p>
行政の関与	<p>①国管理空港における空港ターミナル等の建設及び管理を国土交通大臣の指定を受けた者が行う制度の創設</p> <p>国管理空港における空港機能施設事業は、空港の基幹的機能の供給に係る事業であることから、その適正な運営が確保されない場合、国民生活の安全・安心の確保や円滑な社会経済活動の確保について回復困難な重大な支障を及ぼすこととなるため、行政として関与する必要がある。</p> <p>②空港の設置者に対する空港保安管理規程の作成及び届出の義務付け</p> <p>空港の保安が確保されない場合、国民生活の安全・安心の確保や円滑な社会経済活動の確保について回復困難な重大な支障を及ぼすこととなるため、行政として関与する必要がある。</p>
国の関与	<p>①国管理空港における空港ターミナル等の建設及び管理を国土交通大臣の指定を受けた者が行う制度の創設</p> <p>空港機能施設事業の適正な建設及び管理が確保されない場合には、我が国全体における国民生活の安全・安心の確保や円滑な社会経済活動の確保に回復困難な重大な支障を及ぼすものであり、その建設及び管理は国の事業を代行する性格を有するものであることから、国として関与する必要がある。</p>

	<p>②空港の設置者に対する空港保安管理規程の作成及び届出の義務付け          空港の保安が確保されない場合、我が国全体における国民生活の安全・安心の確保や円滑な社会経済活動の確保に回復困難な重大な支障を及ぼすこととなるため、国として関与する必要がある。</p>
<p>施策等の効率性</p>	<p>①国管理空港における空港ターミナル等の建設及び管理を国土交通大臣の指定を受けた者が行う制度の創設</p> <p>国管理空港における空港機能施設事業の有する不可欠性や公益性を踏まえ、国自らが実施する場合と同等程度の高度な公益性の担保を求めていることから、弊害が生じるおそれは少ない。(その他の社会的費用)</p> <p>国管理空港における空港機能施設事業のサービス水準の高質化については、空港機能施設事業の適正性を担保する制度を構築することにより、近年の空港利用者の多様化・高度化したニーズに応えるとともに、より公正で透明性が高く、かつ規範性の高いルールに基づき事業の適正性を担保することが可能となり、利用者利便の向上等を図ることが可能となる。(規制の便益)</p> <p>以上より、費用がほとんど発生しないのに対し、空港の利用者利便の向上が図られるという便益が得られることとなり、便益が費用を明らかに上回ると判断される。(費用と便益の関係)</p> <p>代替案として、登録制度を創設した場合について分析する。          登録制度によった場合、一定の非裁量的要件に適合した主体全てについてその実施を認めることは、国管理空港の空港機能施設事業者として不適切な者が空港の建設及び管理をすることにより、国民生活の安全・安心の確保や円滑な社会経済活動の確保について支障が生じるおそれがある。(その他の社会的費用)</p> <p>また、登録制度を導入する場合国管理空港の空港機能施設事業者として不適切な者が空港の建設及び管理をした場合には、十分なサービスの向上を期待することができない。(便益)</p> <p>以上より、本案においては費用がほとんど生じないのに対し、代替案では国民生活の安全・安心の確保や円滑な社会経済活動の確保について支障が生じるおそれがある点で本案の方が費用が少ないこと、本案においては利用者のニーズに対応したサービスの向上を図ることがより可能となる点で本案の方が便益が大きいことから、本案の方が代替案より優れているといえる。(本案と代替案との比較)</p> <p>②空港の設置者に対する空港保安管理規程の作成及び届出の義務付け並びに変更命令制度の創設</p> <p>空港の設置者に空港保安管理規程を作成し届け出る負担が生じるものの、従来、空港を含む飛行場には、飛行場の管理のための具体的な方法を文書化した「飛行場手引書」の備え付けが航空法施行規則(省令)において義務付けられていたことから、費用の増加は僅少であると考えられる。(遵守費用)</p> <p>行政の側に空港保安管理規程の届出受付事務の負担が生じるが、当該事務は特段の体制強化等を行うことなく対応できるものであり、費用の増加は僅少である。(行政費用)</p> <p>一方で、空港保安管理規程の作成を義務付け、内部で周知・共有すると</p>

	<p>ともに国土交通大臣への届出を義務付けることにより、保安上の基準及び空港法の基本方針に従った空港の管理が確保されることとなる。空港の保安は空港利用者の安全・安心に関わるものであり、当該便益は極めて大きい。(規制の便益)</p> <p>以上より、当該規制により一定の費用の発生が想定されるものの、空港利用者の安全・安心に関わる空港の保安が確保されるという重大な便益が得られることから、便益が費用を明らかに上回るものと判断される。(費用と便益の関係)</p> <p>代替案として、作成義務のみを課し、届出義務を課さない場合について分析する。</p> <p>代替案においては、空港保安管理規程の届出が義務付けられないことから、僅かではあるが本案に比して費用は少ない。(遵守費用)</p> <p>しかし、空港保安管理規程の作成により、ある程度空港の保安が確保されることは期待されるものの、その内容の適正性を担保する手段はないことから、結果として空港の保安が十分に確保されないおそれがある。(規制の便益)</p> <p>以上より、費用については、本案の方が僅かに大きいものの、本案においては空港の保安が確実に確保される点で、本案の方が代替案より便益が大きく、優れているといえる。(本案と代替案との比較)</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>①国管理空港における空港ターミナル等の建設及び管理を国土交通大臣の指定を受けた者が行う制度の創設、②空港の設置者に対する空港保安管理規程の作成及び届出の義務付け等により、空港の効果的かつ効率的な設置及び管理が図られ、空港における利用者利便の向上及び安全の確保が図られる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通政策審議会航空分科会答申(平成19年6月21日)において、空港の整備及び運営のあり方について、今後の基本的な方向性が示されるとともに、その具体的な仕組み等については今後早急に検討することとされている。</li> <li>○ 附則第13条において、次の事項を内容とする検討規定を設けている。       <ol style="list-style-type: none"> <li>1 政府は、平成20年度中に、我が国の開かれた投資環境の整備及び我が国の安全保障の観点から、空港の設置及び管理に係る制度に関し、国際的動向その他の事情を勘案しつつ、次に掲げる事項について、可能な限り速やかに検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 成田国際空港株式会社の完全民営化を推進するに際して必要となる措置</li> <li>(2) 指定空港機能施設事業者に対する措置</li> </ol> </li> <li>2 政府は、1に定めるものを除くほか、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</li> </ol> </li> <li>○ 平成25年度に事後検証を実施。</li> </ul>